

平成28年5月16日

団体代表者様  
財形事務担当者様

日本生命保険相互会社 財形管理課  
〒541-8501  
大阪市中央区今橋3-5-12  
電話番号 0120-981-818  
受付時間 月～金曜日9:00～17:00  
(祝日、12/31～1/3を除く)



## 財形保険における「マイナンバー（個人番号）記載対象書類」の見直しについて

いつも格別のお引立てをいただき厚くお礼申し上げます。

さて、「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）が平成28年3月31日に公布され、税務関係書類へのマイナンバー（個人番号）記載対象書類の見直しが行われました。

つきましては、財形保険における「マイナンバー（個人番号）記載対象書類」について平成28年4月1日以降「マイナンバー（個人番号）」の記載を要しない法定書類が示されましたので、ご案内いたします。

今後ともご愛顧のほどよろしくお願ひ申し上げます。

### 1. 法改正の概要<マイナンバー（個人番号）記載の要否について>

#### ■マイナンバー（個人番号）が不要となった主な書類（一部）

平成28年4月1日以降、主なものとして以下書類についてマイナンバー（個人番号）の記載が不要となりました。

- 新契約加入時 「財産形成非課税住宅・年金貯蓄申込書」
- 変更申出時 「財産形成非課税住宅・年金貯蓄申込書」  
「財産形成非課税住宅・年金貯蓄限度額変更申告書」
- 支払請求時 「財産形成非課税住宅・年金貯蓄廃止申告書」
- 財形年金貯蓄の払込終了時 「財産形成年金貯蓄の非課税適用確認申告書」
- 財形年金貯蓄の払込終了後の退職時 「財産形成年金貯蓄者の退職等申告書」

※その他の書類については別紙の「マイナンバー（個人番号）の記載を要しない書類の一覧」をご確認ください。

#### ■今後もマイナンバー（個人番号）が必要な書類（全部）

引続きマイナンバー（個人番号）の記載が必要となるのは以下の書類のみとなります。

- 新契約加入時 「財産形成非課税住宅・年金貯蓄申告書」
- 変更申出時 「財産形成非課税住宅・年金貯蓄異動申告書」  
「財産形成非課税住宅・年金貯蓄勤務先異動申告書」
- 支払請求時 記載の必要な申告書はありません。  
ただし、当社が保険金や財形年金の解約払戻金等の支払いに際し、税務署に提出している「支払調書」につきましては引続きマイナンバー（個人番号）が必要となりますので、当社に直接マイナンバー（個人番号）の提供をお願いいたします。

※上記において「賃金の支払者」欄の「法人番号」の記入は今後も必要となります。

## 2. 今後の対応について

### ■当社作成の汎用帳票をご使用の団体様へ

#### ① 当社作成の汎用帳票の改訂について

以下の帳票について一斉切替えを実施しますので、平成28年7月中に送付いたします。

ただし、財形貯蓄（一般）契約のみをご契約いただいております団体様には切替帳票を送付いたしません。

当該、財形年金・財形住宅の帳票が必要な場合は、8月以降にご請求いただきますようお願い申し上げます。

- ・「ニッセイ財形 契約変更申込書」（財形住宅・財形年金用）
- ・「財形契約変更申込書」（国家公務員用）
- ・「財形住宅・年金積立保険支払請求書」（財形住宅・財形年金用）
- ・「財形貯蓄解約・払出請求書」（国家公務員用）

※その他の帳票については順次切替えを実施いたします。

#### ② 当面の対応（帳票切替迄）

平成28年4月1日以降、帳票改訂が行われるまでの間は、記載不要箇所欄のマイナンバー（個人番号）を記入いただかないようお願いいたします。

詳しくは、【別紙】をご確認ください。

万一、マイナンバー（個人番号）の記載が不要な書類に、マイナンバー（個人番号）が記載されて提出いただいた場合、当社にてマイナンバー（個人番号）をマスキング（黒塗りして復元不可能な状態にすること）したうえで手続きを進めさせていただきますので、ご了承ください。

### ■団体専用帳票をご使用の団体様へ

平成28年4月1日以降、記載不要箇所欄のマイナンバー（個人番号）を記入いただかないようお願いいたします。

詳しくは、【別紙】をご参照ください。

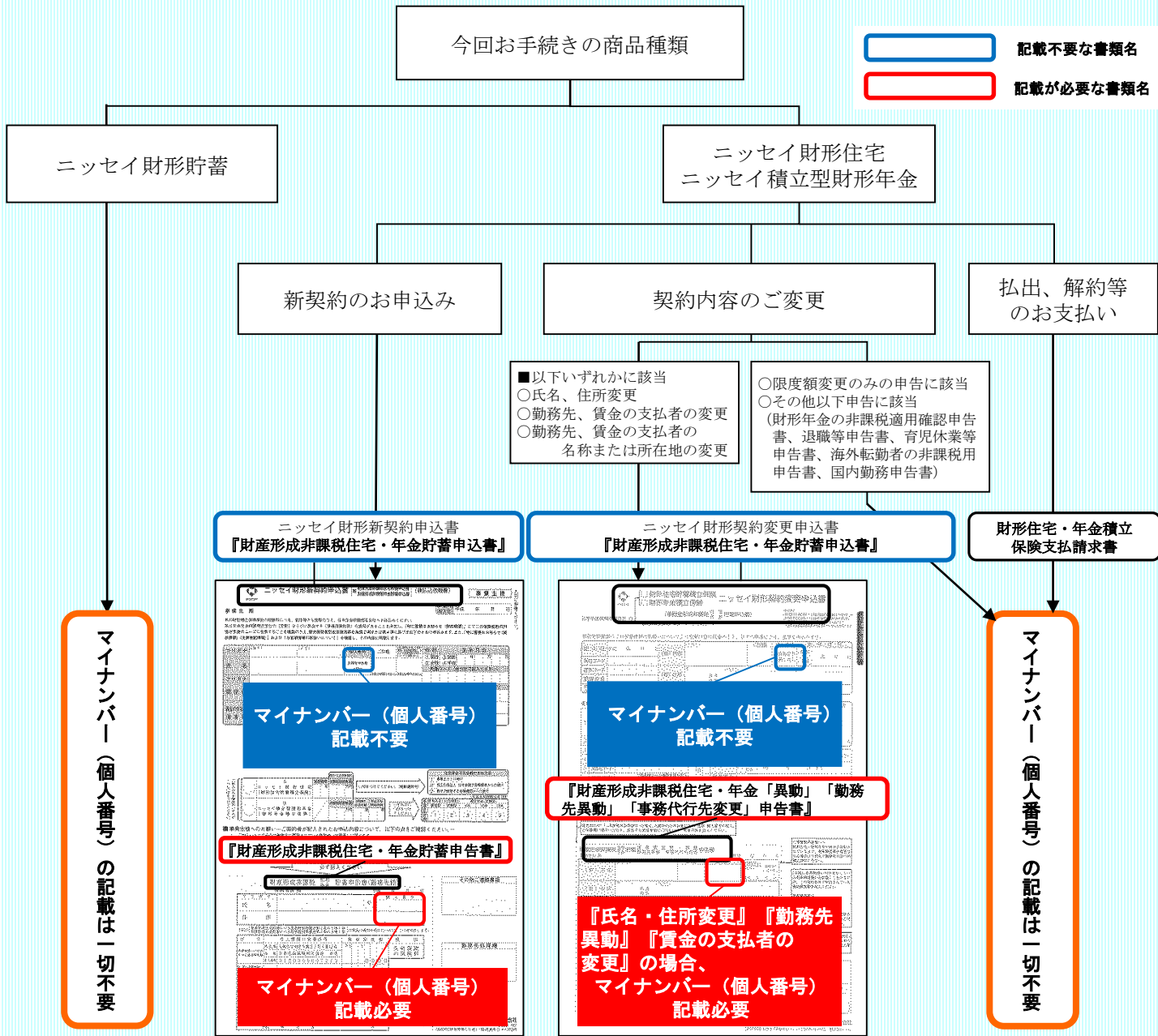
なお、ご不明な点がございましたら、財形管理課 電話番号（0120-981-818）までお問合せください。

日本生命保険相互会社

帳201605-044

# <非課税申告書等の記入に際してのご留意事項>

平成28年度税制改正に伴い、税務関係書類へのマイナンバー（個人番号）記載対象書類の見直しが行われ、一部の書類については、平成28年4月1日以降マイナンバー（個人番号）の記載が不要となりました。マイナンバー（個人番号）記載の要否については、以下のチャートでご確認ください。



※「賃金の支払者」欄については引続き、法人番号の記載が必要です。

## ■マイナンバー（個人番号）の記載を要しない書類の一覧【平成28年4月1日以降適用分】

財産形成非課税住宅貯蓄申込書／財産形成非課税年金貯蓄申込書／財産形成非課税住宅貯蓄限度額変更申告書／財産形成非課税年金貯蓄限度額変更申告書／転職者等の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書／転職者等の財産形成非課税年金貯蓄継続適用申告書／海外転勤者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書（国内勤務申告書）／海外転勤者の財産形成非課税年金貯蓄継続適用申告書（特別国内勤務申告書）／財産形成非課税住宅貯蓄廃止申告書／財産形成非課税年金貯蓄廃止申告書／財産形成年金貯蓄の非課税適用確認申告書／財産形成年金貯蓄者の退職等申告書／財産形成年金貯蓄者の退職等申告書を提出した者の異動申告書／金融機関等において事業譲渡等があった場合の申告書（住宅財形）／育児休業等をする者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書／育児休業等期間変更申告書／育児休業等をする者の財産形成非課税年金貯蓄継続適用申告書・育児休業等期間変更申告書／金融機関等において事業譲渡等があった場合の申告書（年金財形）

※使用しております帳票イメージは、ニッセイ汎用帳票を基に作成しております。専用帳票をご使用の団体様におかれましては、各『書類名』にてご判断ください。